

佐賀県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第108条第2項の規定により、
次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成25年4月12日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 特約業者の氏名又は名称
有限会社井上石油店
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
唐津市山本1541番地
- 3 特約業者の指定の取消しの年月日
平成25年2月1日